

船舶事故等調査報告書

平成22年4月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第190号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年6月29日 18時17分ごろ	
発生場所	山口県防府市 周防野島灯台から真方位149°20,400m付近 (概位 北緯33°46.9′ 東経131°48.6′)	
事故等調査の経過	平成21年7月9日、本事故の調査を担当する主管調査官(広島事務所)を指名した。 原因関係者からの意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 KEOYOUNG GRACE (大韓民国)、740トン 9017173 (IMO 番号)、KEOYOUNG SHIPPING CO ,LTD B 漁船 忠弘丸、4.8トン YG3-52044 (漁船登録番号)、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、大韓民国海技免許 A 一等航海士、大韓民国海技免許 B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷船首外板擦過傷 B 左舷船首部破口	
事故等の経過	A船は、針路約280°約9.3ノット(kn)の速力で西進中、B船は、底引き網漁のため針路約133°約2knの速力でえい網中、平成21年6月29日18時17分ごろ、姫島北東沖において、A船の左舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南、風力 5、視界 良好	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、姫島北東沖を西進中、一等航海士Aが、右舷方の適切な見張りを行っていなかったため、B船に気付かなかった可能性があると考えられる。 B船は、えい網して南東進中、船長Bが、B船は漁ろう中なので、他船が避けてくれるものと思いでいたため、船橋内のテレビを見ていて、左舷方の見張りを行っていなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、姫島北東沖において、A船が西進中、B船が漁ろう中、A船が右舷方の見張りを行わずに航行し、また、B船が左舷方の見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	